

2021年9月1日

吸収分割に関する事後開示書面

(分割会社/会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示書面)

(承継会社/会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく開示書面)

東京都港区三田三丁目五番二七号

日本板硝子株式会社

代表執行役 森 重 樹

岐阜県不破郡垂井町六三〇番地

日本板硝子コンパス株式会社

代表取締役 古 市 第 吾

日本板硝子株式会社(「以下、「分割会社」といいます。»)は、日本板硝子コンパス株式会社(以下、「承継会社」といいます。)との間で2021年6月18日に締結した吸収分割契約に基づき、2021年9月1日を効力発生日として、分割会社が営むバッテリーセパレーター事業(以下、「本事業」といいます。)に関して分割会社が有する吸収分割契約記載の権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下、「本会社分割」といいます。)を行いました。本会社分割に関する会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、次のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

本会社分割の効力発生日は、2021年9月1日です。

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本会社分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本会社分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号及び同条第3項但書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法789条の規定による手続の経過

会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2021年7月2日付の官報公告及び同日付で開始した電子公告により債権者に異議の申出を求めましたが、所定の期間内に異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

承継会社において、会社法第796条の2の規定に基づき本会社分割を止めることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

承継会社においては、分割会社が会社法第796条第1項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、会社法第797条第3項の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2021年7月2日付の官報において、債権者に対して本会社分割について異議申述の公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本会社分割の効力発生日である2021年9月1日をもって、分割会社から、本分割契約の定めに従い、本事業に関して有する権利義務を承継いたしました。承継会社が分割会社から承継した資産の額は3,646百万円、負債の額は1,168百万円です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189 条第5号）

本会社分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも2021年9月1日以降速やかに申請する予定です。

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）
該当事項はありません。

以上